

東海市公告第205号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、東海市役所総務部収納課（1階）において保管し、いつでも交付する。

令和8年10月15日

東海市長 花 田 勝 重

送達を受けるべき者の 住所地等（所在地等） 及び氏名（名称）	福井県鯖江市下河端町第4号5番地の1 リオンN. 105 米山 綾佑
送達すべき書類の名称	差押調書（謄本） 配当計算書（謄本） 充当通知書

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなされる。